Bulletin of Aichi Univ. of Education, 62（Educational Sciences）, pp. 199 − 205, March, 2013

小学生を対象としたICT利用状況にかかわらない情報モラルの指導法に関する検討

梅田 恭子* 松井 淳子** 野崎 浩成* 江島 徹郎*

*情報教育講座
**卒業生

A study of a Teaching Method of Information Moral for Elementary School Students without Relation to ICT Utilization Experience

Kyoko UMEDA*, Junko MATSUI**,
Hironari NOZAKI* and Tetsuro EJIMA*

*Department of Information Sciences, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan
**Graduate, Aichi University of Education

1. はじめに

1.1. 研究の背景

社会における情報化が急速に進展する中，情報化の影の部分も子供達に大きな影響を与えており，情報モラル教育の必要性が重要度を増してきた（中央教育審議会2008）.

そもそも情報モラルとは，『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』（日本教育工学振興会2007）によれば,「情報社会において，適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定義されている．また同ガイドでは，情報モラルの具体的な目標は，道徳の授業等で行われている日常モラルの育成と重複する部分が多い，としている．そして，情報モラルと日常モラルの違いとして「情報モラルでは日常モラルでの基本的な考え方に加えて情報社会の特性を理解するところに違いがある」と述べている．つまり情報モラル教育では日常モラルに加え，情報社会の特性を踏まえて適正な活動を行うための態度や考え方を育てる必要があることがわかる.

また，同ガイドの解説（コンピュータ教育開発センター2007）では情報社会の特性を，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性(例:社会で取り扱われる量と速さが格段に増加していることや，デジタル化された情報は，複製が容易であること等）と情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度などが変化する特性（例：文字ベースのコミュニケーションでは誤解が生じやすくなること，相手の顔が見えないネットワークであること等）の2種類あると解説している.

このような定義のもと，現状ではどのような情報モラル教育がおこなわれているかというと，ICTを利用した例を取り上げて授業をしていることが多い（古谷ほか2007，山本ほか2002）．しかし，ICT活用の代表例である家庭でのパソコンでのインターネット利用率を見ると，小学校4年生以上で62.7%となっており，利用できる児童とできない児童がいることがわかる（ベネッセ教育研究開発センター2008）．さらに，文部科学省（2010）によれば，情報モラルをネットワークの利用開始前や直後など，なるべく早期に指導する必要性も述べられている．つまり，現在多く行われているICT利用が学習場面となっている授業では，ICT利用状況の少ない児童には授業が理解しにくいことがわかる．そして，小学校においては，ICTの利用を前提としない情報モラルの指導法の検討が必要であることがわかる.

一方，コンピュータ教育開発センター(2005)の調査によれば，小学校においては，情報モラル（インターネット上のサービスを利用する際のマナーやルール）の学習経験よりもインターネット，特に電子メールの利用状況が情報モラルの習得状況に大きく寄与することが分かっている.

以上のことから，ICT利用を前提としない，かつ，ICT利用状況による理解差を小さくする（以下，本稿ではICT利用状況にかかわらない，と書く）情報モラルの指導法の検討が必要である．この問題に対する一つの解決法として,「日常の学習場面で習得した日常モラルの考え方をICT利用場面における情報モラルに適応させる」ことが考えられる．この問題について西ら（2005）は，日常モラルを情報モラルへ適切に活

用できる（学習の転移）時期を，発達段階とのかかわりから明らかにしている．その結果，小学校4，5，6年生の間には，日常モラルの既習事項を情報モラル学習へ活用できる割合に差がないが，3年生と4年生の間には差があることがわかっている．しかし，この研究では，情報社会の特性やICT利用状況については検討されていない．

尚，本研究ではICT利用に注目を当てているため，以下，情報モラルを「ICT利用場面において，適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と限定的に取り扱う．

1.2. 研究の目的

そこで本研究では，「日常の学習場面で習得した日常モラルの考え方を情報モラルに適応させる」方法が，児童のICT利用状況にかかわらない情報モラルの一つの指導法となるかを検討するために，次の2つを明らかにすることを目的とする．

すなわち，小学校高学年を対象として，ICT利用状況にかかわりなく

(1) 日常の学習場面で習得した日常モラルの考え方を，ICT利用場面に適応できるか，

(2) 上記 (1) に加え，情報社会の特性を学習することでそれらを踏まえた理解ができるか．

を授業実践を通して明らかにする．

2. 研究の方法

西ら（2005）の研究結果を踏まえ，小学校5，6年生を対象に授業実践を行った．実践では，まず1時間目に日常モラルを学習する．その後，2時間目の授業で情報社会の特性を学習する．そして，情報モラルの特別な講義を受けずに，情報モラルの事例を解き，日常モラルで学んだ考え方が，ICT利用場面でも適応できるか，また情報社会の特性を踏まえた理解ができているかを，ICT利用状況によって比較する．

2.1. 被験者

愛知県G小学校の5年生14名と6年生15名の計29名．

2.2. ICT利用状況について

児童のICT利用状況を問うために，2つのICT利用実態調査（「情報モラル教育」指導手法等検討委員会2007，Benesse教育研究開発センター2008）に倣って「家庭のインターネット利用」について質問した．その結果，表1のような結果であった．被験者児童においてもインターネット利用状況に差があることがわかる．本稿では，毎日使う・時々使うと答えた21名をICT利用状況多とし，それ以外の児童8名を利用状況少とした．

表1　インターネットの利用状況（人）

	5年生	6年生
毎日使う	1	1
ときどき使う	6	13
家にない・使わない	7	1

尚，ICT＝インターネットではないが，様々なICT機器の利用状況を尋ねたとしてもその結果の解析が難しい．そのため，本稿では2つの調査や上記1.1で述べたコンピュータ教育開発センターの調査結果より，家庭でのインターネット利用をICT利用状況の指標とする．

2.3. 日時・場所

1時間目：2010年11月25日（木）

5年生　10：50～11：35　6年生　9：30～10：20

2時間目：2010年11月29日（火）

5年生　9：35～10：20　6年生　10：50～11：35

1･2時間目共に道徳の時間を活用した．また，場所は，全て各学年の教室で授業を行った．

2.4. 授業の内容

今回はテーマとして著作権について取り上げることにした．図1に授業全体の流れを示す．全体を通した授業目標は「著作権を知り，自分や人の著作物を大切にすることができる」である．

2.4.1 1時間目：日常モラルについて

まず，1時間目の著作権を学ぶ日常モラルの授業は，著作権情報センターが主催した著作権教育実践事例募集で最優秀賞をとった尾崎教諭の指導案「人の作ったものを使うときのことを考えよう」（全3時間分）の1時間目分「健二君の学級新聞作り」（2007）を使い，2時間目につなげるために最後の一部を変更した．

授業「健二君の学級新聞づくり」の概要は次のとおりである．①太郎君が苦労して完成したイラストを，仲良しの健二君がみて，許可を取って自分の自由帳に手書きで写した．1週間後，太郎君が風邪で学校を休んだ時に，新聞係の健二君は，イラストを新聞に入れたいと考えた．そこで，学級新聞に太郎君が書いたイラストを②無断で使う場合と，③許可をとって使う2つの場面の太郎君と健二君の気持ちを考え，④比較することで著作権の大切さに気づくことを目的としている．

この授業はプレゼンテーションスライドを使用して教師が紙芝居のようにストーリーにそって進めていく．登場人物の気持ちを考えワークシートに書き込む活動を通して思考を深めさせている．オリジナルな指導案では，2時間目以降に著作権について触れているのだが，本実践では，⑤最後に「他の人に勝手に自分

1時間目：日常モラルにおける著作権

「健二君の学級新聞づくり」

①導入
太郎君が苦労して完成したイラストを，仲良しの健二君がみて，許可を取って自分の自由帳に手書きで写した．1週間後，太郎君が風邪で学校を休んだ時に，新聞係の健二君は，イラストを入れたいと考えた．

▽

②勝手に使った場面について考える．
ワークシートに2人の気持ちを書く．

▽

③許可をとって使った場面について考える．
ワークシートに2人の気持ちを書く．

▽

④2つの場面のどちらが良いかを考える．
ワークシートに選択と理由を書いて，発表する．

▽

⑤著作権について知る．
事例に関連させて著作権の説明を聞く．著作権がなぜあるのかを心情面を踏まえて理解する．

▽

⑥学習の感想を書く．

2時間目：情報モラルにおける著作権

「これっていいのかな？」

⑦復習と導入
どんなものに著作権があるかを○をつける問題を通して，1時間目の復習と，音楽データにも著作権があることを知る．

▽

⑧情報社会の特性を学ぶ
尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件のニュース映像を見て，情報社会の特性について知る．

▽

⑨情報モラルの著作権の事例3問を解く．
ワークシートに選択と理由を書く．

▽

⑩事例についてグループで話し合い，全体で話し合う．

▽

⑪音楽データの著作権について解説を聞く．
パンフレットを読み，先生の解説を聞いて，情報モラルの著作権について知る．

▽

⑫学習の感想を書く．

図1　授業の流れ

の作品を使われないための権利」として著作権があること，自分の作品や身近な物に著作権があること，人の作品を使うときに許可を得ることについて説明をし，⑥最後に著作権についてわかったこと，感想を書かせ，学習をまとめた．

2.4.2　2時間目：情報社会の特性について

2時間目授業の学習目標は，「音楽やデジタルデータにも著作権があることを知る．」「情報社会の特性を理解し，情報社会の中でも著作物を大切にすることができる．」の2点である．

まず，導入で⑦ワークシートに書いてある項目の中で著作権があるものに丸を打つ問題を解き，1時間目で学んだことの再確認とともに，音楽データやインターネット上の情報にも著作権があることを教えた．

次に⑧情報社会の特性を学習する．今回は，実践の直前に尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件が連日報道されていたので，そのニュース映像を見て，情報社会の特性を説明した．具体的には，著作権にも関連すると思われる以下の2点について取り上げた．

(ⅰ)インターネットに情報が投稿されると瞬く間に世界中に情報が流出すること．そして，その情報の流出を止めることは不可能なこと．

(ⅱ)映像などのデジタルデータは簡単にコピーができてしまうこと．

そして，自分が書いた絵や文章でも同じであり，身近にも起こりえることを説明した．

その後に情報モラルについては何も学習しないまま⑨ワークシートに書いてある音楽データに関する情報モラルの著作権の事例3問を読み，正しい行動は何か考えさせた．そして行動の選択とその理由を書かせた．その後，事例について4，5名のグループに分けて話し合いをさせ，グループの意見を教室全体で発表させた．

ここで使用した事例3問は次の通りである．

(1)　問a．情報社会の特性（ⅰ）に関する問題

上記の情報社会の特性を学ぶ事例では，インターネットに動画が投稿されると，世界中に情報が流出したことを取り上げた．そこで，同じようにインターネットに著作物を流すという状況を採用した．具体的には，自分が作成するWebサイトに，大好きなアニメの音楽が流れるようにしていいかどうかを問うた．

(2)　問b．情報社会の特性（ⅱ）に関する問題

次に，インターネットでなくとも，デジタルデータは簡単にコピーができるという特性があることを踏まえて，問b-1「大好きなアイドルのCDを友達にコピーさせてあげてもよいか」を問うた．

また，上記の2つの問a, b-1は解答がどちらも「いけない」であるため，学習目標を少し逸脱するが，問b-2として私的利用（姉にコピーする場合）についても問うた．尚，3問に共通することとしては，日常モラルで学んだ通り，人の作品には著作権があること，人の作品を勝手に使ってはいけないこと，使うときには許可を得ること，である．

話し合いの後，⑪今回事例として出した音楽データに関するパンフレットを読み，情報モラルの著作権について説明をし，まとめた．最後に⑫今回の授業の感想を書かせた．尚，本実践では，時間の都合上6年生のみが感想を書くことができた．

3. 分析と結果

本研究では，ワークシートへの書きこみや感想からデータを収集した．その際，まずは各自で自分の考えをワークシートに書きこませた．その後，他の人や先生の意見を聞いて自分の意見を変えたい場合には，自分の意見を消さずに，赤ペンを使って書きこむように指示した．1クラスが15名程度のクラスに教員が2名ついてそれらを指導したためにこの行為は徹底された．また，2時間目のグループの話し合いについては録音をした．以下，具体的な判定方法とその結果を示す．

3.1. 日常モラルの理解について

1時間目の授業を受けて，日常モラルにおける著作権について理解したかどうかを測るために，次の3つで判断した．(1) 1時間目の授業中のワークシート（図1の④），(2) 学習後のわかったことや感想（図1の⑥）と，(3) 2時間目のワークシートの著作権のあるものに丸をつける（図1の⑦）より判定した．下記に採点の基準を示す．

(1) ワークシート「キャラクターを使用について作成者に聞いた場合と聞かなかった場合どちらがいいか」

採点の基準は表2の通りである．太郎君や健二君の気持ちにふれているものを2点，そうでないものを1点，未記入のものを0点とした．ただし，「どちらの場面がいいか」の選択については全員が聞いた場面がいいと選択したため，得点には入れないことにした．

表2　日常モラルの採点の基準（図1の④）

聞いた場合と聞かなかった場合どちらがいいか	点数
勝手に使うと，後で太郎君が悲しむと嫌だから，使っていいか聞いてから使った方がいいと思いました．あと，もしかしたらあとで怒られちゃうかもしれないから，聞いてから使おうと思いました．	2点
太郎君に使っていいか聞いているので使っていいか聞いた場面の方がいいと思った．	1点

表3　日常モラルの採点の基準（図1の⑥）

著作権についてわかったこと，感じたこと	点数
……勝手に使うと相手がすごく嫌な思いになることがわかりました．作った人に聞くとみんな気分がいいから聞いた方がいいと思いました．	2点
……ニュースでやっていた中国がディズニーランドを真似しているのがあったけど，それも著作権でみんなだめって言っているのがわかりました．	
……人の作品を使いたいときは作った人の許可を取らないといけないんだと思いました．著作権は大切なことを知りました．	1点
著作権はぼくたちの身近にあって，これからはキャラクターのものとかをなくしていきたいです．人のものを誰かからとったりしていたら注意したいです．	0点

(2) 授業最後の感想「著作権についてわかったこと，感じたこと」

採点の基準は表3の通りである．著作者の気持ちを考えられている記述や，社会にある著作権についてや，自分のこれからの行動についての記述があるものを2点，許可を取ることが大切など，著作権の基本的な約束が書いてあるものを1点，著作権について間違った記述をしているものを0点とした．

(3) 著作権があるものに丸を打つ問題

著作権のあるものについての問題は全問正解の児童が8割以上を占めていた．そこで日常モラルで学んだ範囲について全問正解を1点，それ以外を0点とした．

以上 (1)-(3) から，日常モラル授業の理解については上記3問の合計5点の半分以上である3点以上をとれている児童を学習が理解できたと判定した．その結果，29名中28名が理解していると判定された．

3.2. 情報モラルの理解について

本研究の目的は，日常モラルの考え方が情報モラルに適応できるかであるため，日常モラルが理解できたと判定した28名を，情報モラル事例の分析対象とした．また，本研究は，ICT利用状況による理解差を完全になくすのではなく「小さくする」という主旨から，著者らが意図した観点に気づけたか否かのみを考慮した場合と（分析1）と，解答の内容に点数をつけて質を考慮した場合（分析2）の2つから分析した．

3.2.1 情報モラル事例の分析1

まずは，日常モラルの範囲での理解，情報社会の特性に踏み込んだ理解ができている児童の人数を，ICT利用状況で比較した．尚，情報モラル事例3問とも，適切な理由が書けたかどうかで判断した．観点の基準は表4の通りである．例えば問aでは，音楽データにも著作権があるなど日常モラルで学んだ事項のみが書かれていれば日常モラルの範囲の理解とし，インターネッ

表4　分析1の採点の基準

	情報モラルでの採点の観点	〈参考〉日常モラル授業で学んだこと
日常モラルの範囲の理解	音楽データにも著作権があることや許可が必要があることが述べられているか． ※日常モラルで学んだことの活用．	・友達が書いた作品にも著作権がある． ・許可を取る必要がある． ※上記について著作者の気持ちや，社会にある著作権，自分のこれからの行動について学習が書けているかどうか
情報社会の特性の理解	(ⅰ)インターネットへ流出すれば不特定多数の人が見られること．	日常モラルの事例の状況：友達やクラスの範囲．
	(ⅱ)デジタルコピーは簡単であり，何枚も容易につくることができる．	日常モラルの事例の状況：手書きで写した．

表5　日常モラルの考え方のICT活用場面への適応

	できている	できていない
ICT利用状況多	14	6
ICT利用状況少	4	4

表6　情報社会の特性の理解

	できている	できていない
ICT利用状況多	4	10
ICT利用状況少	2	2

トへ流出した影響などが述べられていれば，情報社会の特性に踏み込んだ理解あり，と判定した．情報社会特性の理解については，上記2.4.2の特性（ⅰ）（ⅱ）のうちどちらか一方でも述べてあれば情報社会の特性の理解があるとした．

(1) 日常モラルの考え方のICT利用場面への適応について

3問のうち1問以上で日常モラルの考え方を適応できている人数は18名（64.3%）であった．ICT利用状況の多少による人数の偏りは，2×2の直接確率計算法によるとp=0.400（両側検定）であり有意でなかった（表5）．

(2) 情報社会の特性の理解について

上記（1）で日常モラルの考え方を適応できている18名のうち，3問のうち1問以上で情報社会の特性の理解についても言及した児童の人数は6名（21.4%）である．ICT利用状況の多少による人数の偏りは有意でなかった（p=0.569，両側検定　表6）．

また著作権の問題ととらえずに，情報社会の特性のみを言及している児童が6名（21.4%）いた．解答をみると，インターネットに情報を流出するとすぐに情報が広がる，友達にコピーをするとその友達に広がっていくというように，直前の情報社会の特性の事例で学んだことがそのまま解答に反映されている結果であった．このうち5名がICT利用状況が多い児童であった．

分析1の結果をまとめると次のようになる．

- ICTの利用状況に関わりなく，約2/3の児童が日常モラルの著作権で学んだことを，ICT利用場面に適応できている．
- さらに，インターネットでは不特定多数の人がみる，デジタル化されたデータは容易にコピーができる等の情報社会の特性まで少しでも踏み込めた児童は，ICT利用状況に関わりなく約1/5にとどまっている．
- また，著作権の問題ととらえずに，情報社会の特性として問題をとらえる児童も約1/5存在した．このタイプはICT利用状況が多い児童が多かった．

表7　分析2の採点例

「問a．アニメ音楽を自分のHPに許可なく使ってよいか」に対して「いけない」と答えた理由	点数
音楽にも著作権があり，ホームページに載せるとそれがどんどんと広がって作った人が困ってしまうから	3点
アニメの音楽には著作権があって，いくら素敵なHPにしたくても，勝手に載せてはいけない．	2点
HPに流すとすぐに広がるから	1点
著作権があるから	

表8　情報モラルと日常モラルの平均点

	情報モラル（12点満点）	日常モラル（5点満点）
ICT利用状況多	5.0	4.4
ICT利用状況少	3.6	3.9

3.2.2　情報モラル事例の分析2

次に解答の内容により点数をつけて分析をした．まず，選択を1点とし，理由を内容に応じて，日常モラルの理解の観点から最大2点，情報社会の特性の理解の観点から最大2点の計最大4点として得点を付けた．尚，実際には理由については，最高点が3点であった．採点例は表7のとおりである．この平均点を用いて，インターネット利用状況の多少で比べると，3問の合計点については，ICT利用状況の多い児童の方が点数が高かった（$F(1, 26)=5.02, p<.05$　表8）．念のため日常モラル授業の合計点の平均点を両群で調べたが有意差は見られなかった（$F(1, 26)=1.92$, ns）．このことから，解答の質という観点を持って調べると，日常モラルの理解には両群に差がないが，情報モラル事例については，ICT利用状況による差がでていることがわかる．

以上のことは，インターネット利用状況の違いが情報モラルの理解に影響を及ぼすという先行研究（コンピュータ教育開発センター2005）の結果を支持するとともに，本研究のICT利用状況の指標としてインターネット利用状況を用いたことへの一定の妥当性も得られたと考える．

3.2.3　分析1と分析2のまとめ

上記2つの分析より，ICT利用状況の違いによる解答の質の差はみられたものの，日常モラルをICT利用場面に適応できたか，情報社会に特性に気づけたか，否か，という観点で見ると両群に差は見られなかった．このことから，「日常の学習場面で習得した日常モラルの考え方を情報モラルに適応させる」指導法はICT利用状況にあまりかかわらない情報モラルの指導法の一つとなりうることが示唆された．

3.3. 情報社会の特性の理解について

上記の結果から，ICT利用状況の多少にかかわらず，日常の学習場面で学んだ日常モラルをICT利用場面に適応させることについては一定の効果がみられたが，情報社会の特性にまで踏み込める理解が得られたとは言い難い．しかしながら，我々は情報社会の特性まで踏み込んだ理解をさせたいと考えている．なぜなら，これらの特性は著作権以外の事例にも適応されることであり，情報社会の特性まで理解できることが，情報モラルの教育では重要だと考えているからである．そこで，情報社会の特性について焦点をあて，さらに分析を行った．

まず，問aについて，日常モラルの範囲では解けているが，情報社会の特性まで言及できていない児童の解答をみると，「著作権があるから，許可なく曲を使ってはいけないから」「アニメの音楽にも著作権があるからのせちゃいけないと思う．」のように「著作権だから使ってはいけない」という理由を書いた児童が12名中8名を占める．この解答を見ると，その直前に行った情報社会の特性を学ぶための事例（今回の場合は，尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件）とこの問題が全く結びついていないことがわかる．一方，上記結果3.2.2で述べたように，著作権の問題とは考えずにこの事例をそのまま情報モラル事例に適応して解答をした児童も存在する．つまり，日常モラルで学んだことと情報社会の特性を学んだことを結び付ける指導が必要であることがわかる．

さらに，情報モラルの問題を解いた後に行った問bに対するグループでの話し合いを分析した．

まず，表9は6年生のあるグループの会話を抜き出したものである．このグループは，ワークシートに解答を書いた段階では，情報社会の特性を理解している児童が1名含まれているが，それ以外の4名は日常モラルの範囲の理解である．つまり1名以外は，情報社会の特性には全く触れられていない，というグループである．このグループの話し合いを見ると，特に児童S1の発言に顕著にみられるが，著作権の問題であることに執着していることがわかる．そのため，グループ全体で情報社会の特性には全く触れられていない．

一方，表10は5名中2名が日常モラルの理解の範囲，2名が情報社会の特性のみ，1名が両方というグループの会話の一部である．表8のグループとは異なり，コピーが広がる可能性に言及している．そして，それを聞いた日常モラルの理解の範囲である児童が，コピーが広がる可能性を赤ペンでワークシートに書きこんでいる．また，ワークシートをお互いに見ているようであり，発話としては現れていないが情報社会の特性のみである児童は，人が作ったものには著作権があることを書きこんでいた．このグループは他のグループより赤ペンでお互いの意見を書き込む行為が多くみられた．

表9　グループの話し合い例1

児童	会話
S1	私は（コピーは）絶対にいけないと思います．理由はCDの音楽にも著作権があるからです．家族でも，友達でも，絶対にいけないと思います．はい．次Sさんどうぞ．
S2	私は家族にあげるのはいいと思います．でもお姉ちゃんが広めたとしたらダメ．
S3	家族の中だからどこにも流さなければいいと思います．
S1 S3	じゃあどっかに流したら？ だめかな……．
S4	ほら．いけないじゃん．だってコピーすること自体いけないんだに．
S1 S4	え，ぼくはいいと思います．なぜなら家族ならいいからです．
S5	友達は？ ダメだからです．
S1	僕は両方ダメだと思います．CDにも著作権があるからその人に許可を取らないとダメだから， そうそう．CD会社とかにね．許可をとる．許可をとる．
S2	じゃあうち次のいうね．同じようなのだけど… 友達もダメだと思います．CDの音楽には著作権があるからです．はい次Sさんどうぞ． 私はいけないと思います．勝手にコピーして他人にあげるのはダメで，著作権があると思います． （略）

表10　グループの話し合い例2

児童	会話
S6	私はいけないと思います．理由はまた広めてしまうかもしれないし，インターネットに流したら全世界の人が見たり聞いたりできてしまうからです．
S7	私もいけないと思います．CDがコピーされてどんどん広まってしまってCD屋さんが困ってしまうからです．
S8	私はいけないと思います．理由は友達にコピーしてしまうとまたその友達にコピーされてしまうかもしれないからです．

以上のことから，グループの話し合いを用いて，日常モラルの理解，情報特性の理解をしている児童を適切に配置し，お互いの児童への働きかけが行われるようにすることによって，情報社会の特性の理解を含んだ著作権の理解へとつながると推測される．

4. まとめと今後の課題

本研究では，小学校ではICT利用状況にかかわらない情報モラル指導法が必要であることから「日常モラルの考え方を情報モラルに適応させる」方法に注目し，実践を行った．その結果，ICT利用状況の多少にはあまり関わりなく，日常モラルの理解をICT利用場面に適用できるが，情報社会の特性を踏まえた理解ができるとは言い難いことがわかった．

その理由を明らかにするため，情報社会の理解の有無に焦点を当てて分析を進めた結果，日常モラルで学

んだことと情報社会の特性で学んだことを結び付ける指導が必要なことがわかった．

以上より，今後の課題として次の3つが挙げられる．一つ目に，情報社会の特性の理解を学ぶ事例の検討である．今回は，連日繰り返し報道されていることから尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件を題材として選んだが，小学生にとって尖閣諸島や中国漁船など事例自体が難しかったことも考えられる．その後の情報モラルの問題も含め，児童にとって理解しやすく，転移しやすい題材やその要件を検討する必要がある．二つ目に，その情報社会の特性を日常モラルや情報モラルの問題と結び付けられるようにするには，どのような指導をするかを検討する必要がある．その一つとして，グループの話し合いが挙げられることがわかった．今回は席が近くの児童でグループを組ませた．しかし日常モラルや情報社会の特性の理解の度合いによって適切に配置させる必要がある．これらを検討し，再び検証をしたい．最後に三つ目として著作権以外のテーマや今回扱わなかった他方の情報社会の特性についても検討したい．

謝辞

本研究は，JSPS科研費19700634，24700892の助成を受けたものである。ここに感謝の意を持って附記する．

参考文献

Benesse教育研究開発センター（2008）子供のICT利用実態調査報告書

中央教育審議会（2008）幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）著作権情報センター（2006）第2回著作権教育実践事例募集　最優秀賞　尾崎文雄「人の作ったものを使うときのことを考えよう」

コンピュータ教育開発センター（2005）平成16年度文部科学省情報化の影の部分への適切な対応に対する研究委託事業，情報モラルに関する調査報告書

コンピュータ教育開発センター（2007）「情報モラル」指導実践キックオフガイド　解説用資料

古谷圭宣，中村省吾，厚東政人，糸長雅弘（2007）子どもを守り，育てていく実践的な情報モラル教育に関する研究：小学校における取組み．山口大学教育実践総合センター研究紀要24：195-210

「情報モラル教育」指導手法等検討委員会（2007）平成18年度文部科学省委託事業　情報モラル等指導サポート事業，小中高生情報通信機器利用状況実態調査

文部科学省（2010）教育の情報化に関する手引き

西俊之，本郷健（2005）児童の発達と情報モラル教育の適時性に関する研究．教育情報研究21（2）：3-12

日本教育工学振興会（2007）文部科学省委託事業　情報モラル等指導サポート事業，すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド

山本利一，白崎清，牧野亮哉（2002）コンピュータウイルスを体験的に学習する「情報とコンピュータ」の授業実践，教育情報研究17（3）：75-81

（2012年8月9日受理）